

郡山市工事等検査実施要綱

平成7年4月1日制定
令和7年3月28日最終改正
〔財務部契約検査課〕

（目的）

第1条 この要綱は、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号。以下「契約規則」という。）第44条の規定に基づき検査員が実施する工事又は製造（以下「工事等」という。）の検査について必要な事項を定め、検査の適正かつ効果的な執行を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 工事等の検査において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 契約図書 契約書、約款及び設計図書をいう。
- (2) 契約書、約款 それぞれ郡山市工事請負契約書、郡山市工事請負契約約款をいう。
- (3) 設計図書 特記仕様書、図面、共通仕様書、現場説明書及びこれらの質問に対する質問回答書をいう。

（検査の種類）

第3条 検査の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 竣工検査
約款第32条第2項の規定により、工事等の完成を確認するために行う検査
- (2) 既済部分検査
約款第38条第3項の規定により、工事請負代金の部分払に係る工事等の出来高等の確認をするために行う検査
- (3) 部分竣工検査
約款第39条第1項の規定により、工事等の部分引き渡しに係る工事の確認をするために行う検査
- (4) 中間検査
約款第32条第3項の規定により、工事等の品質等を確保するために行う検査
- (5) 製品検査
工事等に使用する製品のうち、事前にその品質、性能等を確認する必要があるものについて行う工場検査等
- (6) 特別検査
約款第50条第1項の規定により、工事等の部分引き渡しを受けるために行う検査

（検査の実施区分）

第4条 前条各号に規定する検査は、契約規則第44条の規定に基づき、職員以外の者に対して検査の委託を行う場合を除き、契約金額が1,000万円以上の工事等においては契約検査課長が実施するものとする。

2 前項に定めるもののほか、1,000万円未満の工事等については、契約権者が指定

するそれぞれ工事を担当する課及び室（以下「工事担当課」という。）の職員が行うものとする。

- 3 財務部長は、前2項の区分によりがたいと認めるときは、その工事を指定して別に当該工事等の検査を執行させることができる。

（検査の手続）

第5条 工事担当課の長（以下「工事担当課長」という。）は、契約検査課長が実施する工事等の検査を受けようとするときは、検査依頼書（第1号様式）を契約検査課長に提出するものとする。

- 2 契約検査課長は、前項の規定により依頼を受けた工事等の検査を実施しようとするときは、検査員を指定し工事検査実施通知書（第2号様式）により工事担当課長に通知するものとする。

- 3 工事担当課長は、前項の通知を受けたときは、その旨を郡山市契約規則第43条第1項に規定する監督員を通じ、受注者及び関係者に通知するものとする。

- 4 検査員は、検査を終了したときは郡山市契約規則第44条第3項に規定する工事等検査書等を作成しなければならない。この場合において、既済部分検査、部分竣工検査、中間検査及び特別検査を終了したときは検査記録簿（第3号様式）を、製品検査を終了したときは製品等検査結果報告書（第3号様式（その2））を添付するものとする。

（検査の実施）

第6条 検査は、契約図書と対比してその適否を判断する。

- 2 検査員は、検査を行うときは、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 工事の出来形
- (2) 工事の品質
- (3) 工事の出来ばえ

- 3 監督員は検査に際し、あらかじめ次に掲げる資料及び記録を準備し、検査員の求めがあったときは、これを提示しなければならない。

- (1) 出来形図
- (2) 施工管理の結果資料
 - ア 出来形管理
 - イ 品質管理
 - ウ 工事写真
- (3) 設計図書で指示した工事材料の試験結果
- (4) 上記以外の使用材料に関する資料
- (5) 設計図書で指示した施工立会いの記録
- (6) 社内検査結果資料
- (7) その他検査員の指示するもの

（検査の立会）

第7条 検査員は、監督員及び受注者の臨場の上、前条に掲げる検査を実施するものとする。

(手直し工事)

第8条 検査員は、検査の結果、手直し等是正を要する事項があるときは、工事担当課長に対し、工事手直し指示書（第4号様式）により必要な措置を指示するとともに、手直し完了後、再検査を行うものとする。ただし、軽易な事項については、工事手直し指示書の作成を省略することができる。

(工事成績の評定)

第9条 検査員は、検査（製品検査並びに特別検査を除く。）が終了したときは、郡山市工事成績評定要綱に基づき、直ちに当該工事に係る工事成績評定表を作成しなければならない。

(台帳等の整備)

第10条 契約検査課長は、検査を終了したときは、工事検査台帳（第5号様式）その他必要な帳簿（電磁的記録を含む。）に当該工事に係わる検査結果を記録し、保管しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、工事等の検査の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(第1号様式)

しゅん工検査依頼書

年 月 日			
契約検査課長			
課長			
下記工事の検査を依頼します。			
工 事 名			
伝 票 番 号			
契 約 番 号	第 号	検査回次	第 回
施 行 場 所	地内		
請 負 金 額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)		
工 期	着 手 しゅん工 年 月 日 年 月 日		
受 注 者 住 所 ・ 氏 名	コード 住 所 氏 名		
監 督 職 員 職 氏 名	課名 職名 氏名		
しゅん工届 受 理 年 月 日	年 月 日		
工 事 の 種 別	補助事業・単独事業		
備 考			

(第2号様式)

工事検査実施通知書

課長			
契約検査課長			
下記工事の検査を実施します。			
工 事 名			
伝 票 番 号			
契 約 番 号	第 号	検 査 回 次	第 回
施 行 場 所	地内		
請 負 金 額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)		
工 期	着手 年 月 日 しゅん工 年 月 日		
受 注 者 名 住 所 ・ 氏 名	コ ー ド 住 所 氏 名		
監 督 職 員 職 氏 名	課 名 職 名 氏 名		
しゅん工届 受 理 年 月 日			
工 事 の 種 別			
受 付 年 月 日	年 月 日	受付番号	
検 査 日 時	年 月 日 午 時 分		
検 査 員 職 氏 名			
備 考			

(第3号様式)

検査種類： ・ 既済部分検査 ・ 部分竣工検査 ・ 中間検査 ・ 特別検査

検 査 記 録 簿

1 書類検査

項 目	整備状況			成 績				
	有	無	不 用	優 秀	良 好	普 通	やや不良	不 良
施工計画書								
施 工 図								
工程表（全体）								
工程表（部分）								
確 認 書								
工事打合せ簿								
工 事 写 真								
社内検査書								
成績書（材質）								
成績書（機器）								

2 現場検査

項 目	成 績				
	優 秀	良 好	普 通	やや不良	不 良
安 全 管 理					
整 理 整 頓					
進 捗 状 況	パーセント				

3 添付資料

(1) 検査状況写真

- ① 着 手 前 1 枚
- ② 出 来 形 2 枚程度
- ③ 検 査 状 況 2 枚程度
(手直し等是正があれば、是正状況)

(2) 出来形図

平面図、立面図等

(3) そ の 他

(第3号様式(その2))

製品等検査結果報告書

年 月 日	
課	
職・氏名	
この度の製品等の検査について、以下のとおり報告いたします。	
契 約 番 号	第 号
工 事 名	
工 期	着手 年 月 日 竣工 年 月 日
受 注 者 名	
検 査 品 名	
工 事 担 当 課	
立会者職氏名	
検 査 年 月 日	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
検 査 場 所	
評 価 等	

(第4号様式)

工事手直し指示書

[illegible]

(第5号様式)

工 事 検 査 台 帳

[illegible]